

(健Ⅱ258F)

令和3年8月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その2）

アストラゼネカ社ワクチン（以下「AZ ワクチン」）の接種体制及び流通体制の構築については、令和3年8月4日付（健Ⅱ243F）をもって、お知らせいたしました。

今般、厚生労働省より追って示されることとしていた、納入希望量の調査方法及び配分スケジュール等について、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡では、新たにAZ ワクチン接種センターを設置する場合の登録、追加のAZ ワクチン等納入希望量の変更等が示されています。また、2回目以降の納入希望量等は2週間ごとに登録することとされ、10月以降の配分量及び手続は追って示すこととされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 11 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その2）

アストラゼネカ社ワクチン（以下「AZワクチン」という。）の接種体制及び流通体制の構築については、「アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について」（令和3年8月3日事務連絡。以下「8月3日事務連絡」という。）でお知らせしたところです。

当該事務連絡において、追ってお示しすることとしていた納入希望量の調査方法及び配分スケジュール等については、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 2回目以降の納入希望量等の登録について

AZワクチンの接種を行う会場（以下「AZワクチン接種センター」という。）及びAZワクチン納入希望量の登録については、8月3日事務連絡において、緊急事態宣言対象自治体については8月5日まで、全国の自治体については8月16日までを締切として登録していただくこととしています。なお、9月末までの配送分については、8月3日事務連絡で示した配分量が上限となります。

上記の登録以降に追加の登録が必要となった場合は、以下のとおりとするようお願いいたします。

① 新たにAZワクチン接種センターを登録し、そのセンターへのAZワクチン等の納入を希望する場合

8月3日事務連絡でお送りした別添様式「AZワクチン接種センターの基本情報」により、初回登録と同様に期限までに新規登録を行ってください。なお、初回登録済みのセンターにおいて、医療機関情報の変更や登録の取下げ等があった場合は、厚生労働省自治体サポートチーム経由で手続きを行いますので、変更内容について厚生労働省自治体サポートチームにメール（様式自由）にて御提出をお願いします。

※ AZワクチン接種センターは、初回登録までに集合契約に加入している接種会場を

登録してください。また、市町村が設置する特設会場の場合は、当該会場用にV-SYSのIDが付与されていることを確認してください。なお、管理等を適切に区分すれば、同一の接種会場で他の新型コロナワクチンと併用することも可能です。

※ 担当者欄については、とりまとめを行う都道府県の担当者を登録するようお願いいたします。

※ 登録いただいた後、すぐに発注を行いますので、登録後の納入希望量の変更については、原則として対応できません。

- ② 既に設置したAZワクチン接種センターへ追加のAZワクチン等の納入を希望する場合AZワクチン接種センターごとに、V-SYSを用いて納入希望量の登録をお願いいたします。

2. 2回目以降の納入希望量等の登録スケジュールについて

全国の自治体の2回目以降のAZワクチン接種センター及びAZワクチン納入希望量の登録については、初回の登録以降、2週間ごとに登録していただくこととします。具体的なスケジュールは以下のとおりとなります。

なお、8月3日事務連絡の緊急事態宣言対象自治体については、2回目の登録が全国の自治体の1回目と同じスケジュールとなり、3回目以降が以下のスケジュールとなります。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・希望量登録（2回目） | 8月30日（月）15時まで |
| ・ワクチン等の配送（2回目） | 9月6日（月）週に順次配送 |
| ・希望量登録（3回目） | 9月13日（月）15時まで |
| ・ワクチン等の配送（3回目） | 9月20日（月）週に順次配送 |
| ・希望量登録（4回目） | 9月27日（月）15時まで |
| ・ワクチン等の配送（4回目） | 10月4日（月）週に順次配送 |

※ 発送時期によっては、比較的使用期限の短いロット（5～7週間程度）が含まれる場合があることを御承知おきください。

3. 10月以降に2回目接種分の配分を希望する場合の手続について

8月3日事務連絡で9月末までの配分量の上限をお示ししているところですが、この配分量は基本的に2回目接種分を含めた量として、9月末までに配分することを想定しています。したがって、各自治体においては、当該配分に関する納入希望量の登録は9月27日の4回目の納入希望量登録までに行っていただくようお願いいたします。

なお、予定数以上に1回目接種を行うことになった場合など、9月末までに配分されたワクチンによっては全ての2回目接種を行うことができず、9月末までの配分量の上限を超えた量の納入を希望する場合は、9月27日の4回目の登録分の後に登録するようお願いいたします。10月以降の配分量及び手続は追ってお示しいたします。

AZワクチン接種センターの基本情報 & 納入希望量登録スケジュール

- ① AZワクチン接種センターの初回登録は、回答締切日までに（基本的に隔週月曜日）、センターの基本情報と初回ワクチン納入希望量を、WEBフォームに入力してください。
※アストラゼネカ社ワクチンは、2週に1回配分を行う予定です。回答締切日の翌週にワクチンを配送予定です。
※初回登録までに集合契約に加入している接種会場を登録ください。市町村が設置する特設会場の場合は、当該会場用にV-SYSのIDが付与されていることを確認してください。
- ② 初回登録後に、登録内容に変更が生じた場合は、厚生労働省自治体サポートチームに連絡してください。
- ③ 2回目以降の納入希望量登録は、回答締切日までに、V-SYSにより納入希望量を登録してください。

AZ02クルールのスケジュール

- 8/16（月）：AZワクチン接種センター初回登録及び2回目以降の納入希望量登録の締切
- 8/18（水）：ワクチン等の発注
- 8/23（月）週に順次配送

V-SYSを用いたアストラゼネカ社ワクチン納入希望量登録の留意点

- ① 対象ワクチンとして「アストラゼネカ」を選択する
- ② クール名称を見て、ワクチン等を配送して欲しい週の希望量登録期間であることを確認する
- ③ 希望量を登録する

(例) 500回接種分を希望する場合は、『25』を入力し、自動計算結果が500となっていることを確認する

※**最小配送単位は100回接種分**

※針・シリンジは自動入力されるため入力不要

ホーム ワクチン分配 優先接種 ワクチン・針・シリンジマスダ レポート ナレッジ 納入口外 問い合わせ +

対象医療機関・接種会場

●●県AZワクチン接種センター

対象ワクチン

アストラゼネカ

ワクチン希望量等の報告

過去の分配実績はありません

	アストラゼネカワクチン		クール	アストラゼネカワクチン
クール	アストラゼネカ_03クール(8/13~)	②		
納入希望量登録	20回接種分 × <input type="text"/> = <input type="text"/> 回接種分	③		
接種用針 (100本/箱)	× <input type="text"/> 箱 (<input type="text"/> 本)			
接種用シリンジ (100本/箱)	× <input type="text"/> 箱 (<input type="text"/> 本)			

留意事項

1. 針・シリンジは、入力されたワクチン納入希望量（●回接種分）と同数の本数が自動入力されます。実際に配送される量は、ワクチンの接種回数分×1.05本です。
※今後機能改修し、自動入力時に1.05倍となるようにします。
2. ワクチン希望量登録画面の下に、ワクチンの融通に係る項目が表示されますが、アストラゼネカ社ワクチンを融通することはできません。
※今後機能改修し項目を削除します。